

（仮称）地域運営協議会設置等検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 地域住民によるまちづくりを行うための（仮称）地域運営協議会（以下「協議会」という。）の設置について、市民の視点及び専門的な視点から検討するため、（仮称）地域運営協議会設置等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、協議会の設置について検討し、市長に意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、市長が指名する委員をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、市民部市民生活課において行う。

（その他の事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。